

京都市交通局広告取次人規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年1月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第7号

京都市交通局広告取次人規程の一部を改正する規程

京都市交通局広告取次人規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 管理者は、相当程度の資力、信用及び経験を有し、継続して優良な広告の取り次ぎ実績のある者を、 <u>広告取次人</u> に指定することができる。	第2条 管理者は、相当程度の資力、信用及び経験を有し、継続して優良な広告の取り次ぎ実績のある者を、取次人に指定することができる。
第7条 取次人に対して、 <u>別に定める場合を除き、</u> その取り次いだ広告料金の100分の20に相当する額の範囲内で別に定める額を手数料として支払う。	第7条 取次人に対して、その取り次いだ広告料金の100分の20に相当する額の範囲内で別に定める額を手数料として支払う。
2 前項の手数料は、前条第2項に規定する広告料金を納付する際に支払うものとする。	2 <u>前項の規定にかかわらず、別に定める場合は、</u> 広告料金の100分の10に相当する額の範囲内で手数料を加算して支払うことができる。
	3 <u>前2項</u> の手数料は、前条第2項に規定する広告料金を納付する際に支払うものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である

附 則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

(交通局企画総務部営業推進課)